

現行	改正後
<p style="text-align: center;">山形県有料老人ホーム立入検査実施要領</p> <p>(略)</p> <p>(立入検査の実施主体)</p> <p>第3条 立入検査の実施主体は、総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課（村山総合支庁においては地域健康福祉課。以下「総合支庁福祉担当課」という。）、健康福祉部高齢者支援課（以下「高齢者支援課」という。）とする。</p> <p>2 総合支庁福祉担当課は管内の施設に対する開所時検査及び随時検査を実施する。</p> <p>3 総合支庁福祉担当課は管内の施設が介護保険法第8条に定める「居宅サービス」を行う事業所（以下「介護事業所」という。）を併設している場合は、当該介護事業所に対する実施指導の際に、施設に対する定期検査を併せて実施する。</p> <p>4 前項に定める定期検査を行った施設は、当該施設が介護事業所を併設している間、総合支庁福祉担当課が継続して定期検査を実施する。</p> <p>5 高齢者支援課は、施設（第3項に該当する施設を除く。）に対する定期検査を実施する。また、総合支庁福祉担当課の求めがある場合に、随時検査を総合支庁福祉担当課と共同で実施する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">山形県有料老人ホーム立入検査実施要領</p> <p>(略)</p> <p>(立入検査の実施主体)</p> <p>第3条 立入検査の実施主体は、総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課又は総合支庁保健福祉環境部地域健康福祉課（以下「総合支庁福祉担当課」という。）、健康福祉部高齢者支援課（以下「高齢者支援課」という。）とする。</p> <p>2 総合支庁福祉担当課は管内の施設に対する開所時検査及び随時検査を実施する。</p> <p>3 総合支庁福祉担当課は管内の施設が介護保険法第8条に定める「居宅サービス」を行う事業所（以下「介護事業所」という。）を併設している場合は、当該介護事業所に対する実施指導の際に、施設に対する定期検査を併せて実施する。</p> <p>4 前項に定める定期検査を行った施設は、当該施設が介護事業所を併設している間、総合支庁福祉担当課が継続して定期検査を実施する。</p> <p>5 高齢者支援課は、施設（第3項に該当する施設を除く。）に対する定期検査を実施する。また、総合支庁福祉担当課の求めがある場合に、随時検査を総合支庁福祉担当課と共同で実施する。</p> <p>(略)</p>

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (改正)

この要領は、平成 30 年 6 月 14 日から施行する。

附 則 (改正)

この要領は、令和 3 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (改正)

この要領は、平成 30 年 6 月 14 日から施行する。

附 則 (改正)

この要領は、令和 3 年 6 月 29 日から施行する。

附 則 (改正)

この要領は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。